



司法書士のみなさまへ

HOMEご利用のお客さまに関する登記依頼の流れ

ご融資前



ご融資日確認

伊予銀行(相談店舗・個人ローンセンター)より、「HOME」受付の住宅ローンの登記依頼に関する電話連絡をさせていただきます。ご融資の3営業日前までに関係者の方と面談を完了するように、スケジュールの調整をお願いします。

※事前面談ができない場合は、当日ご融資ができない可能性がありますので、事前面談にご協力をお願いします。



来店依頼

店舗より、書類の受け渡し準備が整えば電話連絡させていただきますのでご来店をお願いします。



書類受取

受渡書類

①登記立会依頼書 ②抵当権設定契約書 ③委任状(いよぎん保証) ④登記事項証明書など

※ 登記立会依頼書に債務者、抵当権設定者および設定物件を記入していますので、内容をご確認いただき、関係者と面談のうえ、抵当権設定契約書の署名・捺印をお願いします。

※ 分筆や建物の表示登記が未了の場合は、ご依頼と同時にご提示できない場合があります。

※ 関係者へ設定登記に必要な書類のご案内をお願いします。



面談日決定

債務者・抵当権設定者および売主との面談日の調整を行ってください。

※ 当日取引を行う場合は、当日面談も可能です。ご相談ください。



設定契約書および登記申請書の作成

抵当権設定契約書は、印鑑証明書どおりにご記入をお願いします。売主とも面談を行い、所有権移転が可能な書類のお預かりをお願いします。



面談完了

署名済みの抵当権設定契約書、面談完了後の登記立会依頼書および印鑑証明書を個人ローンセンターへFAXで送信してください。FAXの確認後、個人ローンセンターより、所有権移転が可能か再度確認の連絡をさせていただきます。

※ 当日取引を行うため債務者と事前面談を行わない場合は、設定物件表示の事前確認が必要ですので抵当権設定契約書を個人ローンセンターへFAXで送信してください。

ご融資日

店頭で取引する場合

- **取引成立確認後に住宅ローンご融資**
- **法務局へ登記申請提出**
- **法務局受付番号連絡**
個人ローンセンターへ法務局の受付番号が記載された受領書などをFAXで送信してください。

店頭で取引しない場合

※当行指定の司法書士さまへお願いする場合があります。

- **住宅ローンご融資の連絡**
個人ローンセンターよりご融資実行・振込完了後に電話連絡させていただきます。売主さまへご入金のご確認をお願いします。
- **法務局へ登記申請提出**
関係者へ登記手続きが完了したことの連絡をお願いします。
- **法務局受付番号連絡**
個人ローンセンターへ法務局の受付番号が記載された受領書などをFAXで送信してください。

ご融資後



抵当権設定登記完了

店舗へ登記完了後の書類をすみやかにご提出ください。

提出書類

- ① 抵当権設定契約書 ② 登記識別情報通知書 ③ 登記完了証 ④ 印鑑証明書(写し) ⑤ 登記事項証明書



住宅完成連絡

建物表示登記申請書を個人ローンセンターへFAXで送信してください。併せて関係者との面談予定時期をお知らせください。



来店依頼

店舗より、書類の受け渡し準備が整えば電話連絡をさせていただきますのでご来店をお願いします。



書類受取

受渡書類

- ① 登記立会依頼書 ② 抵当権設定契約書 ③ 委任状(いよぎん保証) ④ 登記事項証明書など

※ 登記立会依頼書に債務者、抵当権設定者および設定物件を記入していますので、内容をご確認いただき、関係者と面談のうえ、追加担保差入契約書の署名・捺印をお願いします。



面談日決定

債務者・抵当権設定者との面談日の調整を行ってください。



追加担保差入契約書 登記申請書の作成

追加担保差入契約書は、印鑑証明書どおりにご記入をお願いします。署名済みの追加担保差入契約書、面談完了後の登記立会依頼書および印鑑証明書を個人ローンセンターへFAXで送信してください。



追加担保設定登記完了

店舗へ登記完了後の書類をご提出ください。

提出書類

- ① 追加担保差入契約書 ② 登記識別情報通知書 ③ 登記完了証 ④ 印鑑証明書(写し)
⑤ 登記事項証明書 ⑥ 建物図面

HOMEに関するお問い合わせ

伊予銀行 個人ローンセンター



0120-14-1014

FAX 089-946-9575

受付時間 / 平日9:00~17:00 (銀行休業日は除きます)

(2020年10月1日現在)